

浜松市産業廃棄物対策課あて

御芳名 釜谷 保志

産業廃棄物処理施設設置許可における意見聴取について

- 1 株式会社ミダックが設置する産業廃棄物の最終処分場に関して、10月24日に行われた意見聴取会を踏まえ「最終処分場の位置、構造等の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適切な配慮がなされたものであるか」について御意見をお伺いします。

○分野について選択ください。

[1]廃棄物の処理 [2]大気質 [3]騒音 [4]振動 [5]悪臭 [6]水質及び地下水

○御意見についてご記入ください（箇条書きでも構いません）。

今回の質疑応答の中で指摘されたポイントは、事業者は住民に対しての説明をより丁寧に、不安・不信感を払拭できるものに改善すべきであるということだと考えます。

生活環境調査のデータを増やし、事業活動によりそこに加わる量と変動幅がどのくらいであるのか、発生源から周辺環境へどのように削減・低下されるよう最善の技術的対策が行われているかをわかりやすく伝える工夫が必要です。化学物質管理規制はハザードベースからリスクベースへという流れにあります。おそらく必ずしも明確ではないハザードに住民の根強い懸念が持たれており、リスクの大きさを理解されていないと思われます。法規制に照らして基準値以内というフレーズだけでは難しいでしょう。

また、紙くず・木屑の受入に関する議論に見られたような事業者の循環型社会における基本姿勢に関する点、あるいは石綿含有物に対する扱いに関する議論に見られたような将来に向けた管理対応については、今後何十年も続く事業を受け入れる上で信頼感を醸成するためにも重要なポイントで、何らかの言及が必要と思われます。

処理施設が周辺環境に問題が起これないよう最善の配慮がされていることを伝える改善・工夫が望ましいところです。また、想定される問題が生じても、許容範囲に制御できるのか、などの対応能力についても丁寧に言及すべきと考えます。



御協力ありがとうございました。

浜松市産業廃棄物対策課あて御中

御芳名 藤本 忠蔵

産業廃棄物処理施設設置許可における意見聴取について

- 1 株式会社ミダックが設置する産業廃棄物の最終処分場に関して、10月24日に行われた意見聴取会を踏まえ「最終処分場の位置、構造等の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適切な配慮がなされたものであるか」について御意見をお伺いします。

○分野について選択ください。

[1]廃棄物の処理 [2]大気質 [3]騒音 [4]振動 [5]悪臭 [6]水質及び地下水

○御意見についてご記入ください（箇条書きでも構いません）。

「周辺地域の生活環境の保全」に直接的に応えるものではありませんが、産廃処理施設の設置に絡んで、それを受け入れる地域の住民に何か還元できるもの（生活至便、道路、施設等）を提供することが望ましいという感想をもちました。行政側から、設置業者側から、何か計画していただけないものか。10月24日の会議の席上、川上委員の発言の中にあった「業者から地域住民にお祭り広場の提供」以上に還元度の高いものを想定しています。



御協力ありがとうございました。

浜松市産業廃棄物対策課あて

御芳名 肴倉 宏史

産業廃棄物処理施設設置許可における意見聴取について

- 1 株式会社ミダックが設置する産業廃棄物の最終処分場に関して、10月24日に行われた意見聴取会を踏まえ「最終処分場の位置、構造等の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適切な配慮がなされたものであるか」について御意見をお伺いします。

○分野について選択ください。

[1]廃棄物の処理 [2]大気質 [3]騒音 [4]振動 [5]悪臭 [6]水質及び地下水

○御意見についてご記入ください（箇条書きでも構いません）。

意見聴取会での発言のとおりです。下記に箇条書きで記します。

(1) 施設見学を広く受け入れることを約束いただきましたが、具体的な見学ルートや見学のための施設・設備の設置図、受入可能人数（1回、年間）、見学体制（担当者人数や役割）等を取りまとめ、示してくださるようお願いします。

(2) 受入品目が、近年の循環型社会形成に向けた情勢にそぐわず、リサイクルするべきものまで含まれていることに懸念を覚えます。意見聴取会では十分な説明がいただけませんでした。再検討し、不要なものは除外してくださるようお願いします。

(3) 破碎設備の設置については、それに付帯して手選ラインも設置されると伺いましたが、手選では困難なより細かいものについても、磁力線別や渦電流選別等によって資源回収は可能ですので、導入の検討を望みます。

(4) 展開検査は処分場に入ってから、埋立の直前に行うと説明をいただきましたが、受入外のものが入っていた際に、受入を拒否し持ち帰らせることは難しいと考えます。全数検査は困難かも知れませんが、抜き打ちで、入場前の屋内施設（破碎施設の建屋の一部を利用）にて検査を実施するのが望ましいと考えます。



御協力ありがとうございました。

浜松市産業廃棄物対策課あて

御芳名 樋口 能士 (立命館大学)

産業廃棄物処理施設設置許可における意見聴取について

- 1 株式会社ミダックが設置する産業廃棄物の最終処分場に関して、10月24日に行われた意見聴取会を踏まえ「最終処分場の位置、構造等の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適切な配慮がなされたものであるか」について御意見をお伺いします。

○分野について選択ください。

[1]廃棄物の処理 [2]大気質 [3]騒音 [4]振動 [5]悪臭 [6]水質及び地下水

○御意見についてご記入ください（箇条書きでも構いません）。

※ 意見聴取会前に提出した意見については今回も引き続き意見として継続します
(ここでは再掲せず)

- ・ 埋立処分対象物の組成次第で必要な悪臭対策は異なる。したがって、施設移動後しばらくしてから、本来想定していた以上の発生源対策が必要となる可能性もある。例えば脱臭装置が必要となった場合などを想定して、ガス抜き管、また浸出水処理施設や破碎処理施設などの敷地において、可能な限り増設可能な余地を残しておいていただきたい。
- ・ pHの定性的予測については、概略で良いので、予測根拠を示していただきたい。
- ・ 予測ではBODは農業への影響はないと判断しているが、BODのような生活環境項目についても、処理水水質に対して維持管理目標値は設定できないか。
- ・ 住民の懸念もあるので、水質の監視計画における健康項目（維持管理目標値が掲げられている項目）の調査回数をもう少し多くできないか。また、採水時期については、水質が最も悪化していると想定される期間を選択すべきである。例えば、BODなどの調査頻度の高い水質項目で水質悪化時期が特定された時点で、その時期における監視に重点を置くべきと考える。

以上



御協力ありがとうございました。

浜松市産業廃棄物対策課あて

名 松島 信一

産業廃棄物処理施設設置許可における意見聴取について

- 1 株式会社ミダックが設置する産業廃棄物の最終処分場に関して、10月24日に行われた意見聴取会を踏まえ「最終処分場の位置、構造等の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適切な配慮がなされたものであるか」について御意見をお伺いします。

○分野について選択ください。

☒ [1] 廃棄物の処理 [2] 大気質 [3] 騒音 [4] 振動 [5] 悪臭 [6] 水質及び地下水

○御意見についてご記入ください（箇条書きでも構いません）。

先日の意見聴取会で申し上げた意見および質問とその回答の内容に追加する意見はございません。

よろしくお願い致します。



御協力ありがとうございました。

浜松市産業廃棄物対策課あて



芳名 松 島 肇

産業廃棄物処理施設設置許可における意見聴取について

- 1 株式会社ミダックが設置する産業廃棄物の最終処分場に関して、10月24日に行われた意見聴取会を踏まえ「最終処分場の位置、構造等の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適切な配慮がなされたものであるか」について御意見をお伺いします。

○分野について選択ください。

すべての分野

[1]廃棄物の処理 [2]大気質 [3]騒音 [4]振動 [5]悪臭 [6]水質及び地下水

○御意見についてご記入ください（箇条書きでも構いません）。

1. 「HDPE は温度による収縮差が大きく施工、品質管理に難点がある」としているのに採用するのであれば、二重の遮水シートを設置すべきではないか。（問題点の抽出 1）、2))
2. 浸出水処理装置にトラブルが発生した場合の対策として、重金属反応槽から中和槽までは二系列であるが、砂濾過槽からキレート吸着塔までは一系統である。すべて二系統にすべきではないか。また、砂濾過槽からキレート吸着塔が故障した場合の対策として中和槽から直接敷地外へ放流する配管は設置する予定か。（問題点の抽出 3）、17))
3. 調整層（10,000 m³）の原水のBOD、COD、T-Nはそれぞれ 200ppm であり、春先から夏場に悪臭の発生が予想されるが対策が不十分である。（問題点の抽出 4）
4. 飛散防止対策として風力 3-4 で覆土とシートによる覆い、風力 4 以上で散水としていますが基準が十分でなく、誰がどのように判断するのか。（問題点の抽出 5）
5. 搬入経路として、市道での 1.0 t 積み車輛のすれ違いはできるのか。また、市道は通学路に指定されていないか。（問題点の抽出 6）、9）
6. 埋立作業、破碎施設、浸出水処理装置等からの騒音対策は十分とはいえない。というのは、生活環境影響評価報告書のバックグラウンド値で春 4 件、夏 9 件、秋 1 件で規制基準をオーバーしている（その原因はなぜか）。（問題点の抽出 8）、21）
7. 管理マニュアルで搬入予定量は 1.0 t 積み車輛で 1 日 40 台としているが、この値は平均値とすると、最大値を示してほしい。また、常時 1.0 t 積み車輛とは限らないのであれば最大搬入車輛数を示してほしい。（問題点の抽出 9）
8. 地層からの白濁水が埋立地造成時及び埋立開始初期、下流に流出するが、既存調整池での対策で十分か。白濁水の成分、採石の組成、重金属等の溶出は。（問題点の抽出 10）、12）

御協力ありがとうございました。

9. 「作業終了後には即日覆土を施し、埋立廃棄物の飛散を防止としている」が、より詳細な埋立処分計画③覆土計画での即日覆土では曖昧さがあり、飛散防止としての対策は問題ないか。(問題点の抽出 11)、14))
- 10) 「維持管理の概要」で地下水の水質検査のうち、電気伝導度の測定は月 1 回としているが、遮水シートの破損を迅速に発見するには、最低週 1 回とすべきである。(問題点の抽出 15))
- 11) 放流先河川での水質汚濁防止法の考え方では排出水が 100 倍希釈されることを想定しているが、必ずしも受入中小河川の流量が少なく、特に渇水期には、放流水がそのまま農業用水になることもあることから、T-N や塩素イオンが水稻などに影響することが考えられる。特に、T-N により水稻の徒長現象を促進して被害を与えることが考えられる。(問題点の抽出 16))
12. 浸出水処理装置の凍結防止対策は考えているか。(問題点の抽出 18))
13. 地質調査報告書(概要)で地下水の変動が記載されているが、周辺井戸に影響を与えることはないか。(問題点の抽出 19))
14. 生活環境影響評価報告書追加調査でPM2.5 は「生活環境影響調査指針」に記載はないが敢えて実施したようである。しかしながら、ここ数年はPM2.5 の健康影響が大きな問題になっていることから現況確認のために現地調査を実施するのであれば調査 1 日(24 時間)では不十分であり、将来問題となった時のバックグラウンド値としては使用できない。(問題点の抽出 20))
15. 14) に引き続いて、PM2.5 の調査結果(1 時間値)で 15 時: $18 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、11 時: $13 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を記録している。特に 15 時のデータは環境基準(1 時間値)1 年平均値 $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えているので、四季に渡る詳細な調査が必要である。(問題点の抽出 20))
16. 同追加調査の表 2-2-2 騒音調査結果では、春 4 件、夏 9 件、秋 1 件で規制基準をオーバーしている。この原因はなにか? また、このような状況下で埋立開始時に規制基準を守ることができるのか甚だ疑問である。(問題点の抽出 21))
17. 同追加調査の表 2-4-1 水質調査結果で pH8.0 以上、大腸菌群数 No2, 6、全窒素 No7 がいずれかの基準をオーバーしているが、原因はなにか?(問題点の抽出 22))
18. 同追加調査の表 4-1-4 (1) 水質予測結果(1)で現況では基準内にあるが、渇水期の定量的予測結果では、Cd、トリクロロエチレン、1,4-ジオキサンが検出されているが、それらの汚染源は埋立処分場からのものであると考える。また、渇水期の各河川の流量は大きすぎないか。(問題点の抽出 23)、24))
19. 生活環境影響評価報告書平成 22 年 6 月提出分より、表 1-3-1 処理する廃棄物の種類で産業廃棄物として廃プラスチック類、業種指定の紙くず・木くず・繊維くず、動植物性残さは、本来焼却処理して減量化した後、埋立処分することが望ましい、しかしながら、直接埋立処分するのは排出事業者にとって支払費用が安価であるという理由である可能性が大きい。

あるいは複雑に産業廃棄物が複雑に絡みあっていて焼却処理が難しいという理由であれば、廃プラスチック類、業種指定の紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さに、廃油(コールドタールに限る)と同様、それぞれに「焼却処理が難しいものに限る」という限定条件を付けるべきである。この考え方は、循環型形成推進基本法でいう 3

御協力ありがとうございました。

R (Reduce、Reuse、Recycle) や焼却処理等による減量化という趣旨に合致している。
(問題点の抽出 24))

20. 同平成 22 年 6 月提出分の表 1-3-1 より、業種指定のない紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さは事業系一般廃棄物であり、埋立処分の対象外である。(問題点の抽出 24))

21. 同平成 22 年 6 月提出分の表 1-3-1 より、特別管理産業廃棄物の特定有害廃石綿等であるが、本来そのままでは遮断型最終処分場で管理することになるが、飛散防止のための梱包又は固形化による処理したものは廃石綿が存在しているのに対して、溶解処理したものは廃石綿が存在しない。従って、廃石綿による健康被害(肺がん、中皮腫等)が危惧されている現状では、後者のみを埋立処分することが望ましい。(問題点の抽出 24))

22. 同平成 22 年 6 月提出分の表 1-3-1 より、汚染土壌には 25 品目の有害物質が含有されている可能性がある。それ故、汚染土壌を固形化処理する等、別途処理してから埋立処分することが望ましい。

また、生活環境影響評価報告書追加調査(平成 30 年 2 月) 20180712 提出の表 4-1-4 (1) 水質予測結果 (1) ですでに質問 18. で述べたように湧水期には Cd、トリクロロエチレン、1,4-ジオキサンが検出されるとしているが、この原因は浸出水処理装置の放流水によるものと考ええる。そこで、25 品目の有害物質の調整槽を含めてそれぞれの処理装置及び放流水中での濃度、即ち、平均値、最高値を示してほしい。
(問題点の抽出 23)、24))

浜松市産業廃棄物対策課あて

御芳名 川上 福司

産業廃棄物処理施設設置許可における意見聴取について

- 1 株式会社ミダックが設置する産業廃棄物の最終処分場に関して、10月24日に行われた意見聴取会を踏まえ「最終処分場の位置、構造等の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適切な配慮がなされたものであるか」について御意見をお伺いします。

○分野について選択ください。

[1]廃棄物の処理 [2]大気質 [3]騒音 [4]振動 [5]悪臭 [6]水質及び地下水

○御意見についてご記入ください（箇条書きでも構いません）。

当日午前中の現地視察により、大体の敷地条件や周辺民家との距離などを把握することができた。また、意見聴取会での事業者説明より：

- ①破砕作業場における日常的な作業は回転動作機器によるものであり、建設の杭打ち工程のような衝撃音の発生は考えにくいこと
- ②また、騒音予測計算書における音源レベルの想定が低めの感があるが、これが工場建屋の外壁直近の音圧レベルであるとすれば妥当なレベルであること（但し、この場合は距離減衰しか見込めない）

ーなどが確認できた。計画施設全体の騒音・振動が周辺民家の日常生活に影響を与えるようなことはないと考えられるが、念のため以下の点を再確認しておくことが望まれる：

- (1) 上記の予測計算における音源レベルが何か（音圧レベル／音響パワーレベルの別、測定点／どういう条件下の値か、および計算式）
*意見聴取会では上記を確認・報告頂くことになっていた（未着）。
CD資料に記載あれば、その箇所をお知らせ頂いてもよい
- (2) 破砕施設の建物の「窓」および「空調設備」の有無、特に窓開／閉状態での作業・操業が、騒音予測計算の前提条件と相反することがないこと

／／以上



御協力ありがとうございました。

浜松市産業廃棄物対策課あて

御芳名 岡島いづみ

産業廃棄物処理施設設置許可における意見聴取について

- 1 株式会社ミダックが設置する産業廃棄物の最終処分場に関して、10月24日に行われた意見聴取会を踏まえ「最終処分場の位置、構造等の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適切な配慮がなされたものであるか」について御意見をお伺いします。

○分野について選択ください。

[1]廃棄物の処理 [2]大気質 [3]騒音 [4]振動 [5]悪臭 [6]水質及び地下水

○御意見についてご記入ください（箇条書きでも構いません）。

特にありません。



御協力ありがとうございました。

浜松市産業廃棄物対策課あて

御芳名 尾島 俊之

産業廃棄物処理施設設置許可における意見聴取について

- 1 株式会社ミダックが設置する産業廃棄物の最終処分場に関して、10月24日に行われた意見聴取会を踏まえ「最終処分場の位置、構造等の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適切な配慮がなされたものであるか」について御意見をお伺いします。

○分野について選択ください。

[1]廃棄物の処理 [2]大気質 [3]騒音 [4]振動 [5]悪臭 [6]水質及び地下水

○御意見についてご記入ください（箇条書きでも構いません）。

長時間の豪雨時の排水について、より詳細な説明と対応計画が必要と考えます。

具体的には、10月24日の意見聴取会において、「集中豪雨は40年間の降雨データがあると記載されている。最も厳しい基準と書かれてあるが、具体的に書いてない。」との指摘に対する回答がありません。

また、利害関係者からの意見書（No.19）において、「下流河川の流下能力について」、「浸出水の流量計算について」は重要な疑問点ですので、詳細な説明が必要であると考えられます。

特に、昨今、各地において過去の記録を上回る豪雨が頻発しています。長時間の豪雨の際には、敷地内の累積降雨量が洪水調整池の容量を超過し、埋め立て層へ浸透した浸出水や廃棄物上を流れた雨水などが未処理の状態で河川に流出することは避けることができないと考えられます。その際に、かなり希釈されることになるとは思われますが、未処理水の含まれた河川水が水田に流入することを防止する方策や、仮に流入した場合における適切なリスクアセスメントや対応などに関する計画が必要であると考えられます。



御協力ありがとうございました。

浜松市産業廃棄物対策課あて

御芳名 土屋 智

産業廃棄物処理施設設置許可における意見聴取について

- 1 株式会社ミダックが設置する産業廃棄物の最終処分場に関して、10月24日に行われた意見聴取会を踏まえ「最終処分場の位置、構造等の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適切な配慮がなされたものであるか」について御意見をお伺いします。

○分野について選択ください。

○廃棄物の処理 [2]大気質 [3]騒音 [4]振動 [5]悪臭 [6]水質及び地下水

○御意見についてご記入ください（箇条書きでも構いません）。

「三嶽鉱山斜面崩壊照査検討報告書」の検証、並びに西側法面崩壊に係る検討報告書（小野寺秀和）の22p、図32には盛土の下に赤褐色系の風化土層が認められる。したがって、今回の崩落を単に盛土崩壊とするには違和感がある。

今回のように敷地外で発生した崩壊であっても、土砂が敷地内に流入すれば、埋立てた盛土表面を破壊する可能性があることは否定できない。また、崩壊が発生すれば、代替水路を破損し、閉塞させる可能性もある。

このため、今回崩壊を生じた斜面の周辺一帯を対象に詳細な調査を行い、崩壊発生の可能性を明らかにするとともに、土砂の流入を防止する具体的な対策を講ずる必要がある。

このようなことから、生活環境の保全について適切な配慮がなされたものとは考えられない。



御協力ありがとうございました。

浜松市産業廃棄物対策課あて

御芳名 佐野泰之

産業廃棄物処理施設設置許可における意見聴取について

- 1 株式会社ミダックが設置する産業廃棄物の最終処分場に関して、10月24日に行われた意見聴取会を踏まえ「最終処分場の位置、構造等の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適切な配慮がなされたものであるか」について御意見をお伺いします。

○分野について選択ください。

[1]廃棄物の処理 [2]大気質 [3]騒音 [4]振動 [5]悪臭 [6]水質及び地下水

○御意見についてご記入ください（箇条書きでも構いません）。

[6] 処理後の廃水が安全であることをご理解頂くために、排水を利用したビオトープや観察池などをつくり、問題無いことを明示する方法もご検討ください。
この他にも住民が安心できるような方法があるかもしれません。ご検討頂ければと思います。

[3]前回の意見交換会で話題になりました機器の騒音レベルの値ですが、メーカーから測定条件をヒアリングして、予測値が問題無いことをご確認下さい。



御協力ありがとうございました。

浜松市産業廃棄物対策課あて

浜松市

'18.11.19

産業廃棄物
対策課

小杉山晃一

産業廃棄物処理施設設置許可における意見聴取について

- 1 株式会社ミダックが設置する産業廃棄物の最終処分場に関して、10月24日に行われた意見聴取会を踏まえ「最終処分場の位置、構造等の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適切な配慮がなされたものであるか」について御意見をお伺いします。

○分野について選択ください。

[1]廃棄物の処理 [2]大気質 [3]騒音 [4]振動 [5]悪臭 [6]水質及び地下水
その他（自然環境保全）

○御意見についてご記入ください（箇条書きでも構いません）。

配布された資料では住民説明会でどのような説明がなされたのか窺い知ることができないが、反対を表明している住民がいる背景には説明不足があるのではないかと思われる。公的な施設の建設において、関係する住民と十分なコミュニケーションを図ることは、昨今の行政にとって重要な課題だと思われる。環境影響評価の基本的な考え方として、法令を遵守するだけではなく、また、基準をクリアするだけでもなく、最善を求めることが求められている（ベスト追求型）。現状が碎石場ということであれば、自然環境保全の側面からは、求める最善のレベルは決して高度なものではない。現状と比べて何がどの程度変化するかをわかりやすく示すことが重要である。さらに、近年の災害対策を考えると、万が一の場合を幅広く想定し、発災した場合の責任の所在や補償のあり方をあらかじめ示しておくこともコミュニケーションには不可欠である。

専門外の部分については意見を差し控えるが、遮水工の構造・モニタリング実施等、最終処分場に要求されている基本的な対応は出来ていると思われる。従って、施設の建設によって何がどの程度変化するかを明確に示す資料が必要である（住民説明会等ですでに示している場合はご容赦頂きたい）。

一般的に、環境影響評価では造成時、共用時、災害時に分けてその影響を予測し評価する。評価結果や影響を軽減する措置が不明確であれば、賛同が得られにくくなると思われる。

造成時において住民が憂慮している問題として、工事途中の地震や大雨による斜面崩壊、土砂流出が上げられる。また、工事車両による交通障害を心配する住民も多いと思われる。この対応を明確に示すことが必要である。

御協力ありがとうございました。

共用時においては、有害物質の放出・流出の心配を払拭しなくてはならない。浸出水の処理方法、有害物質を検出する方法、検出された場合の対応、放流水や放出ガスの性質やそれへの対応など、通常のマネジメントの手順を明確に示すことが必要である。

災害時については、どのような甚大な災害まで想定しているのか、近年の自然災害を考えると想定範囲が課題になってくると思われる。

専門外の分野も多く含まれており、すでに事業者や行政が対応済みのものも多いと思われるため、委員の意見としては意味を成さないかもしれないが、現在、考えられることを述べさせて頂いた。住民の理解を得ることを最優先に進めて頂きたい。

御協力ありがとうございました。